資料17-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和4年度災害救助基準

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害により現に被害を受け、又 は受けるおそれのある者 に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難	災害発生の日から 7日以内
		所」を設置した場合、当該地域における通常の 実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある 場合において、被害を受けるお それがあり、現に救助を要する 者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難 所」を設置した場合、当該地域における通常の 実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	法第2条第2項に よる救助を開始し た日から、災害が 発生しなかったと 判明し、現に救助 の必要がなくなっ た日までの期間
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、 居住する住家がない者であっ て、自らの資力では住宅を得る ことができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去 及び土地の原状回復のために支出できる費用 は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、 提供
炊き出しその他による 食品の給与	1避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは 災害により現に炊事のできな い者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができ ない者(飲料水及び炊事のため の水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水 等により、生活上必要な被服、 寝具、その他生活必需品を喪 失、若しくは毀損等により使用 することができず、直ちに日常 生活を営むことが困難な者	1 夏季 (4月~9月) 冬季 (10月~3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
全焼流失	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊半焼	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
床上浸水	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分べんした者であっ て災害のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80 以内の額	分べんした日から 7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態 にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月本第23条 の3第1項に規策 の3第1項に対策 本部、項に対策 本部、項に法第24本 第1項(害対策を 来第1項(害対策を 表する 非常災法に対策を 2第1項(害された 系の 2第1項(害された の 2第1のでは、 6ヵ 月以内)
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼) 又は床上浸水により学用品を 喪失又は毀損等により使用す ることができず、就学上支障の ある小学校児童、中学校生徒、 義務教育学校生徒及び高等学 校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会 に届出又はその承認を受けて使用している教 材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額 以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者を対象に して実際に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 213,800 円以内 小人(12 歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から 10日以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、 四囲の事情によりすでに死亡 していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間
死体の処理	災害の際死亡した者について、 死体に関する処理(埋葬を除 く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり5,400 円以内	災害発生の日から 10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運びこまれているた め生活に支障をきたしている 場合で自力では除去すること ができない者	検案、救護班以外は慣行料金 市町村内において障害物の除去を行った一世 帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内
輸送費及び賃金職員等 雇上費 (法第4条第1項)	 被災者の避難に係る支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内
輸送費及び賃金職員等 雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。